

大門美園自治会会則

■総則および事業

第1条(名称と事務所)

本会は大門美園自治会と称し、事務所を会長宅に置く

第2条(組織と目的)

本会はさいたま市緑区美園5丁目33番～53番に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。

第3条(事業)

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員の親善及び相互の扶助に関する事項
- ② 環境衛生、文化、教養、体育、自主防災に関する事項
- ③ 市及び諸団体との連絡協調に関する事項
- ④ その他、必要と認められる事項

■会員

第4条(会員)

本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する個人を対象とし、本会の入会、退会は妨げないものとする。

2 会員と同居する家族を同様に自治会に所属するものとみなす。ただし、会費や総会議決権は世帯ごととする。

第5条(入会)

会員になろうとする者は会長に届けるものとする。

2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。

第6条(退会)

本会を退会しようとするときは、会長に届けるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

① 区域に住所を有しなくなった会員

② 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない会員

■役員および専門部

第7条(役員および専門部員)

会長 1名 副会長 0～2名 監事 0～2名

防災委員 0～6名 路上禁煙推進委員 1名以上

第8条(役員の選任)

役員は定例総会において、会員の中から選任する。

第9条(役員の任務)

会長は本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

3 会計は副会長が担当する。副会長不在時は外部委託を可とする。

4 監事は会計を監査する。監事不在時は外部委託を可とする。

第10条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない

補佐により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条(専門部)

本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。

2 専門部の設置及び廃止については、定例総会において決定する。

3 専門部の運営について必要な事項は、臨時総会で定める。

■総会

第 12 条(総会の種類及び構成)

本会の総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

第 13 条(定例総会の審議事項)

定例総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- ① 事業計画及び事業報告に関する事項
- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ 役員の選任に関する事項
- ④ 会則に関する事項
- ⑤ その他、本会の運営上必要な事項

第 14 条(臨時総会の審議事項)

この会則に定められていない事項については臨時総会に諮り決定する。

第 15 条(総会の開催)

総会は会長が直接招集する(通常総会)、オンライン上で招集する(オンライン総会)、直接招集とオンライン招集の併用(ハイブリッド総会)、議案をメール配信後にウェブ上で書面評決書提出(文書総会)、いずれかの方法で開催する。

2 定例総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 全会員の 5 分の 1 以上から請求があったとき。

第 16 条(総会の議決)

総会の議事は、全会員の過半数の議決をもって決する(委任を含む)。

■会計

第 17 条(会計)

経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以てこれを決する。

2 会費は定例総会で定める。月額 250 円とする。

3 決算は会計監査を経て定例総会に報告し、承認を得なければならない。

第 18 条(会計年度)

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

■会則の変更および解散

第19条(会則の変更)

この会則を変更する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第20条(解散及び残余財産の処分)

自治会員が20名を下回る場合、解散の是非について臨時総会を行う。

2 本会を解散する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

■附則

この会則は平成 26 年 3 月 2 日より施行する。

本会則は令和 3 年 5 月 1 日に改定されました。

本会則は令和 5 年 5 月 1 日に改定されました。